

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

住所

社団法人 漁業信用基金中央会

会 長 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経 費

事業名	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した 経費)	国庫補助金の額	備考
中小漁業関連資金融通円滑化事業	円	円	

#### 4 収支予算（又は収支精算）

##### （１）収入の部

区 分	本年度予算額(又 は本年度精算額)	前年度予算額(又 は本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
中小漁業関 連資金融通 円滑化事業	円	円	円	円	
合 計					

##### （２）支出の部

区 分	本年度予算額(又 は本年度精算額)	前年度予算額(又 は本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
中小漁業関 連資金融通 円滑化事業 基金協会への 出えん額 付帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

付帯事務費は、この事業に係る予算額を運用して得た果実の範囲内で使用するものとする。

#### 5 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

#### 6 添付書類

社団法人漁業信用基金中央会の定款及び事業計画書

別記様式第2号（第6関係）

平成 年度中小漁業関連資金融通円滑化事業実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

殿

住所

社団法人 漁業信用基金中央会

会 長 氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金の交付決定の通知があった平成  
年度中小漁業関連資金融通円滑化事業について、下記のとおり実施したので、中小漁  
業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき報告する。

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式1号の様式に準ずる。  
2 事業資金の口座に係る金融機関の残高証明を添付すること。

別記様式第3号(第7関係)

国庫納付金承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
殿

住所  
社団法人 漁業信用基金中央会  
会 長 氏 名 印

中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記により申請する。  
(なお、併せて補助金 円を返還する。)

記

1 総括表

事業名	事業資金 造成額	運用額	事業資金から の総支出額	返還額 = + .
中小漁業関連資金融通円滑化事業	円	円	円	円
合計				

2 添付書類

- (1) 運用益(預入利息)明細一覧表
- (2) 事業資金からの総支出額明細一覧表

## 別記様式第4号(第9関係)

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の公益法人の名称			
4. 交付実績額		千円(A)	
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
内 容		金 額	
		千円	
		千円	
合 計		千円	
合 計		千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支出内容		支出先	金 額
			千円
合 計		千円(B)	
(2)(1)以外の支出			
支出内容		支出先	金 額
			千円
			千円
			千円
合 計		千円	
7. その他			
内 容		金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
合 計		千円	
8. 再補助等の割合		%(B/A)	

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1) 以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、漁協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。